園芸施設共済に生産部会等の集団で加入すると掛金が大幅割引となる割引パッケージを導入しました！

１．集団加入により共済掛金を割引します

以下の要件を満たせば共済掛金の**５％**を割り引きます。

（１）生産部会等の集団と農業共済組合が、ハウスの補強や園芸施設共済等への集団加入に取り組む旨の取決めを行う等を内容とする協定を締結すること。

（２）協定を締結した集団が、一斉加入受付を実施し、加入割合が一斉加入受付前より増加し、かつ８割を超えること。

（３）加入申し込みは一斉加入受付により行うこと。

２．一斉加入受付により事務費賦課金を割引します

（１）10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合→**20%**割引

（２）５～９人の構成員が一斉加入受付を行った場合→**10%**割引

３．補強した特定園芸施設の共済掛金を割引します

プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設→**15%**割引

４．耐用年数の2.5倍以上経過した施設を加入対象から除外できます

古い施設の補償を必要としない場合、掛金がお安くなります。

※耐用年数2.5倍超の例…パイプハウスの場合25年以上

５．小損害不塡補の基準が選択できます

基準の３万円又は共済価額の20分の１に加え、10万円、20万円のコースが選択できます。基準以上のコースを選択された場合、掛金は大幅に割引となります。

※令和元年９月から、50万円、100万円のコースが追加されます。

集団加入割引

割引措置の例

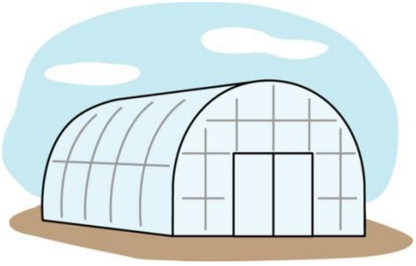

プラスチックハウス（40-2型）
主要パイプ径　31.8mm
面積　1,000㎡
共済価額　100万円
共済金額　 80万円

従来の掛金等は、**17,342円**

・集団加入による共済掛金割引　→　**5%**
・補強した施設の共済掛金割引　→　**１５%**
・小損害不塡補２０万円コース
　選択による割引　→　**85%**
・一斉加入による事務費の割引　→　**２０%**
※10人以上が一斉加入受付を行った場合

以上の割引を適用した場合、共済掛金等は
3,848円（▲13,494円）

詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

支 所

●西条支所
TEL.0897-55-2955
●今治支所
TEL.0898-31-2800
●松山支所
TEL.089-941-4623
●伊予支所
TEL.089-982-0534
●西予支所
TEL.0894-62-2123
●伊予支所
TEL.0895-22-3536

出張所

●宇摩出張所
TEL.0896-75-1231
●周桑出張所
TEL.0898-64-2055
●宇摩出張所
TEL.0892-21-0442
●喜多出張所
TEL.0893-23-3222
●八幡浜出張所
TEL.0894-22-1449
●喜多出張所
TEL.0895-72-0201